

各位

北海道保健福祉部長

北海道介護保険等利用被爆者助成事業実施要綱の一部改正について

介護保険等を利用されている被爆者の方に対しては、現在、標記要綱に基づき助成を行っているところですが、この度、国の要綱改正に併せ、道の要綱を改正し、令和3年4月1日から適用することとしましたので、ご承知おきください。

記

1 主な改正点

- ・原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業に、介護保険法第8条第20項に規定する「認知症対応型共同生活介護」が追加となった。
- ・原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業に、介護保険法第8条の2第15項に規定する「介護予防認知症対応型共同生活介護」が追加となった。
- ・国の実施要領改正による取扱いの変更で、寡婦(夫)控除のみなし適用を行わないこととした。
- ・介護保険制度改正に伴う文言整理
- ・各種申請書様式等の削除及び改正

2 追加することとなった介護保険のサービス

別添一覧のとおり

連絡先  
健康安全局地域保健課難病対策係  
電話 011-231-4111 (内線25-522)